改 薬 正 事 立する省令事法第二条符 第十四 (案) 新項 旧に 日対照表に規定する指式 定 薬物 及び 同 法第七十六 条  $\mathcal{O}$ 兀 に 規 定 する医療等 (T) 用途を定める省令  $\mathcal{O}$ 部 を

○ 薬· 厚 ·生労働省令第十四号) (事法第二条第十四項に 頃に 規定す (抄) Ź 指 定薬 (物及び) 同 法 第七 十六条の 四に 規定する医 療 等 0 用 途を定める省令 伞 成 十 九 年

傍線

部分は

改正

部

分

第 一十 五五十十 三十四 ン及び 十九九 その 条 指定薬物 + IJ 五~三十 九 塩 ド 四十八 5 N 九 略 及びその塩類 その塩類 類 略) 三十三 ] 兀 + 1 ノリ ル メ Н ル チ (略)  $\widehat{\Xi}$ (一・二―ジフェ 四 ル シー八ー インダゾ 略 ア (略) 改 3 略 力 四 ク ル 口 ボキサミド及びその塩類 ] 五. ジ 口 イ ク ル ル フ 正 口 工 メ 口 ル チ 几 オ フ ル ル ル 力 口 案 エ エ チ ル テ 五 ブ ボ ル トラヒ ル 口 キシラー · フ チ オ ピペリジ ル ル キ オ ド 七 ソ 口 口 1 1 メ タン ンチ 及 1 Н 及 び キ 第 兀 三十七~ 三十三~三十 (新設) (指定薬物) + 5 = ~ 十 九 (新設 新設 (新設) 十六 新 お. 設| + 兀 + 五. 略) (略 略 略 現 行

ゾール―三―イル] (ナフタレン―――イル)メタール―三―イル] (ナフタレン―――イル)メターの塩類プロピル)メタノン及びその塩類	九十 「一一(四一フルオロベンジル)―一H―インドー八十二~八十九 (略)	-        七 ゾ    (	その塩類 ル)――H―インダゾール―三―カルボキシラー 七 ナフタレン―ー―イル=一―(五―フルオロの塩類	ジル)―一H―インドール―三―カルボキシラート及び六十六 ナフタレン―一―イル=一―(四―フルオロベン五十八~六十五 (略) チルアミノ)ペンタン―一―オン及びその塩類	七 一一 (三・四―ジメトニ〜五十六 (略)
(新設)	(新 <del>大</del> <del>大</del> <del>大</del> <del>大</del> <del>大</del> <del>大</del> <del>大</del> <del>大</del>	(新設)     (新力)       (新設)     (略)       (略)	(新設)	五十二~五十九	四十七~五十一
	(略)	略)		(略)	(略)

百十五     (新設)     (新設)     (新設)     (新設)     (新設)     (新設)     (大十九)       百十五     (新設)     (新設)     (新設)     (大十二     (大十九)       百十五     (野)     (野)     (公本)     (公本)     (公本)       (日本)     (公本)     (公本)     (公本	百三十六~百四十 (略)		- H - インドールー三―カルボキサミド] - 三 - メ インドールー三―イル] (ナフタレン―ーーイル) インドールー三―イル] (ナフタレン―ーーイル) インドールー三―イル] (ナフタレン―ーーイル) インドールー三―イル] (ナフタレン―ーーイル) インドールー三―イル] (カーカルボキサミド] - 三 - メ インドールー三―イル) ー (コーインドールーニーイル) ー (コーインドールーニーオル) ー (コーインドールーニーオル) ー (コーイル) ー (コーメール) ー (コーイル) ー (コーインドールーニーカルボキサミド] - 三 - メ インドールーニーカルボキサミド] - 三 - メ インドールーニーメ インドールーニーイル (カーカルボキサミド] - 三 - メ インドールーニースルーニーオル) ー (コーイル) - (コーイル)	(ジングフラン―互―イレ) ―V―メチレプーニ―アミン及びその塩類 十六〜九十九 (略) 一― (ベンゾフラン―ニ―イル) ―N―メチルプロー(ベンゾフラン―ニ―イル) ―N―メチルプロー(オン・カーカー) (キフタレン――――――――――――――――――――――――――――――――――――	丘 「一―(丘―フレナコペノチレ)―一H―ヾ二〜九十四 (略)びその塩類
		設 ( 略 百	九		(新党) 七十九~八十一 (略)

五 (略) 二 〜四 (略) (医療等の用途)

有する物 をの塩類及びこれらを含 での塩類及びこれらを含	する物の塩類及びこれらを含有の塩類及びこれらを含有い。ピペラジン、そーージクロロフ	(略) (略) インダン―二―アミン、 有する物 有する物 シ、その塩類及びこれらを含 と含有する物 を含有する物
学術研究又は試験検査以外の場合に限る。)場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合の身体に使用する場合	反応を起こさせる用途元素又は化合物に化学	(略) (略) における場合を除さ における場合を除さ における場合を除き における場合を除き における場合を除き における場合を除き における場合を除き における場合を除き

					五.		第二条	
(新設)	する物の塩類及びこれらを含有の塩類及びこれらを含有ー(二・三―ジクロロフー	(新設)	有する物その塩類及びこれらを含インダン―二―アミン、	(略)	(略)	兀	一条(略)	(医療等の用途)
(新設)	反応を起こさせる用途元素又は化合物に化学	(新設)	反応を起こさせる用途元素又は化合物に化学	(略)				

(略)	含有する物 ステーニーイル)メタノールシフェニル(ピロリジン
(略)	元素又は化合物に化学   元素又は化合物に化学
(略)	含有する物 と
略)	反応を起こさせる用途一元素又は化合物に化学
	) (略) (略) (略)